

# 市民の皆さま

新型コロナウイルス感染症に伴う助成等をご案内します。

その他の支援制度の詳細や一覧はこちら

伊達市 HP  
「支援制度」



コロナ対策本部からのお知らせはこちら

伊達市 HP  
「お知らせ」



## 特別定額給付金

全ての市民対象 1人10万円



受付中

**新** 型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、市民1人10万円が給付されます。5月8日(金)に各世帯主宛に申請書を送付しましたので、必要書類を添えて返信用封筒で申請してください。

**対** 令和2年4月27日時点で伊達市の住民基本台帳に記録されている人

**内** 1人あたり10万円を世帯主へ支給

**申** 8月10日(月)までに、世帯主が同一世帯全員分を郵送・またはオンライン(マイナポータル画面)で申請してください。

### 必要書類

- ①申請書
- ②世帯主の振込先口座の写し  
※金融機関、支店、預金種別、口座番号、カナ氏名が確認できるもの(キャッシュカード、インターネットバンキングの画面等の写しも可)
- ③本人確認書類(いずれか1点)  
※運転免許証、健康保険証、年金手帳、マイナンバーカード(表面のみ)等の写し

☎ 新型コロナウイルス対策室 ☎ 572-6456

## 生活資金融資利子補給

市独自

利子補給率 1.5%以内



受付中

**休** 業等で収入が減少した人が指定金融機関から生活資金の融資を受けた場合に、利子補給を行います。

**対** ・休業等により収入が減少した人  
・市内に住所を有し、市税の滞納がない人  
・市の指定金融機関(※)から融資を受けた人  
※福島信用金庫、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、東北労働金庫、ふくしま未来農業協同組合

### 対象となる融資

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に、生活資金のために借入した融資

※事業資金、カードローンは対象外

- 内** ・利子補給率 1.5%以内(延滞利子を除く)
- ・利子補給対象融資限度額 1世帯100万円
- ・利子補給対象 5年以内

**申** 令和3年3月31日(金)までに、必要書類をそろえて郵送または直接申請してください。

### 必要書類

- ①利子補給交付申請書
- ②新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少したことが確認できるものの写し
- ③金融機関から発行された返済票等の写し

☎ 社会福祉課地域福祉係 ☎ 575-1264

## 住居確保給付金



受付中

**就** 職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間家賃相当額を市から家主に支給する制度です。4月20日から**対象者が拡大**されました。

**対** 離職・廃業から2年以内、またはやむを得ない休業等で収入が減少し離職等と同程度の状況の人

**内** 原則3カ月家賃相当額(上限あり)を支給し、住居と就労機会の確保を支援

**申** まずは社会福祉課にご相談ください。

☎ 社会福祉課地域福祉係 ☎ 575-1264

## 臨時特別給付金(子育て世帯)

受付中

**子** 育て世帯の生活支援のため、児童手当を受給する世帯に臨時特別給付金を支給します。

**対** 令和2年4月分の児童手当受給者  
※所得制限超過で特例給付を受けている人は対象外

**内** 対象児童1人につき1万円

**申** 児童手当登録口座へ振り込みのため手続き不要

**日** 6月5日(金)給付

**他** 公務員は所属庁から配付される申請書による手続きののち、随時支払いとなります。

☎ こども支援課子育て支援係 ☎ 573-5652

# 事業者の皆さま

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の皆さまに助成や補助を行います。

その他の支援制度の詳細や一覧はこちら

伊達市 HP  
「支援制度」



## 事業継続奨励金 市独自

1事業者10万円



新規

**経** 営に大きな影響を受けている市内の小企業者・個人事業主を対象に、事業継続奨励金を支給します。

| 対象業種                      |                         |
|---------------------------|-------------------------|
| 製造業                       | 教育、学習支援業                |
| 情報通信業                     | 医療、福祉                   |
| 運輸業(道路旅客運送業のみ)            | 生活関連サービス業、娯楽業           |
| 卸売業、小売業                   | 宿泊業、飲食サービス業             |
| 不動産、物品賃貸業(不動産管理業・物品賃貸業のみ) | サービス業(政治、経済、文化団体、宗教を除く) |

※日本標準産業分類による

**対** 令和2年3月～5月のいずれかの月の売上が対前年同月比で**20%以上減少**している事業者

**内** 1事業者10万円

**申** 申請書配布場所(6月1日(月)配布開始)  
①市ホームページ ②市役所(商工観光課、各総合支所) ③伊達市商工会(各支所) ④保原町商工会  
**提出方法** 商工観光課に郵送で提出してください。  
**受付期間** 7月31日(金)まで

☎ 商工観光課商工労政係 ☎ 573-5632

## 地域経済対策助成金 市独自

貸店舗30万円 自己所有店舗5万円  
テイクアウト参入10万円



受付中

### ■ 飲食店家賃(固定費)助成

**市** 内で飲食店を営む中小企業、個人事業主を対象に、家賃(または固定費)を助成します。

**対** 令和2年3月または4月のいずれかの月の売上が対前年同月比**30%以上減少**している事業者  
※令和元年5月～令和2年2月開業の店舗も対象

**内** 賃貸店舗…家賃の1/2(上限10万円、3カ月分)  
保有店舗…固定経費の一部(1店舗5万円)  
※複数店の経営の場合はいずれも2店舗まで助成

☎ 商工観光課商工労政係 ☎ 573-5632

### ■ デリバリー・テイクアウト

**市** 内で飲食店を営む事業者が新たにデリバリー・テイクアウトへ参入する場合に経費を補助します。

**内** 補助率…1/2(上限10万円)  
対象経費…弁当容器、広告費、配送用自動車借上料、システム構築費等

**申** 受付期間 6月30日(金)まで  
**申請方法** 申請書は次のいずれかで入手  
①市ホームページ ②市役所(商工観光課、各総合支所) ③伊達市商工会(各支所) ④保原町商工会  
**提出方法** 商工観光課に郵送で提出してください。

## 信用保証料補助・利子補給 市独自

信用保証料補助50万円  
利子補給3年間100万円



受付中

**福** 島県の融資制度「新型コロナウイルス対策特別資金」を利用した市内の中小企業者に信用保証料の補助と利子補給を行います。

**対** 「新型コロナウイルス対策特別資金」を利用した市内の中小企業者

### 「新型コロナウイルス対策特別資金」融資対象条件

- ①県内で1年以上事業を行っていて、最近1カ月の売上が前年同月比**15%以上減少**
- ②今後2カ月含む3カ月で15%以上減少見込み
- ③上記①②について市長の認定を受けた事業者

☎ 商工観光課商工労政係 ☎ 573-5632

### ■ 信用保証料補助

**内** 上限50万円

**申** 令和3年3月31日(金)までに融資を受けた金融機関で申請してください。

### ■ 利子補給

**内** 第1回目の償還をした日から起算して3年間で支払った約定利子額に相当する額(上限100万円)

**申** 商工観光課または市ホームページで申請書を入力し、**令和3年3月31日(金)までに**必要書類を添えて商工観光課に郵送または直接お申し込みください。

【マークの見方】 **対** 対象 **内** 内容 **申** 申込方法 **☎** お問い合わせ **日** 支給日 **他** その他